

公売の手引き(期日入札)

1 買受人の制限

この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条の規定に該当する者、同法第108条第1項の規定に該当する者、未成年者は、公売財産を買い受けこと及び入札に参加することはできません。

2 公売保証金の納付

公売保証金の納付を必要とする財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。公売保証金は、現金又は銀行振出の小切手(金沢手形交換所管内の銀行が振出したもので、かつ振出日から起算して5日を経過していないもの)で、公売日に公売会場で納付してください。

3 入札

(1)入札者は、所定の入札書により、売却区分ごとに入札してください。

(2)入札書を書き損じたときは、訂正や抹消をしないで新しい入札書を使用してください。特に、入札価額を訂正したものは、無効として取り扱います。なお、入札書に記入する住所及び氏名は、住民登録上の住所・氏名(法人にあっては、商業登記簿上の所在地・名称)を記入してください。

(3)一度入札した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取り消しをすることはできません。

(4)代理人が入札する場合には、代理権限を証明する委任状及び委任者の印鑑証明書を受付時に提出してください。代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも委任状及び委任者の印鑑証明書が必要です。

(5)共同入札をする方は、その中から代表者を指名して、「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」等の書面に、代表者名、入札者各人の持分、売却区分番号を記入の上、連署・押印して、入札書とともに入札用封筒に同封してください。また、共同入札者代表者の方が代理人を指定して入札手続きをさせるときは、「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」等の書面と、共同入札代表者の方からの委任状が必要です。

(6)入札者は同一売却区分について、2枚以上の入札書を提出することはできません。提出した場合は入札書の全てが無効となります。

(7)農地に該当する物件に入札する方は、「買受適格証明書」を受付時に提出してください(お持ちでない方は入札できません)。

4 開札

開札は入札者の立ち会いの上で行います。ただし、入札者又は代理人が開札の場所にいないとき、又は立ち会わないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会います。

5 最高価申込者の決定

入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

6 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が2名以上いるときは、その方同士により追加入札を行います。追加入札の価額がなお同額のときは、「くじ」で最高価申込者を決定します。

追加入札の価額は、当初入札価額以上でなければなりません。

追加入札をするべき方が入札をしなかった場合、又は追加入札価額が当初の入札価額に満たなかった場合には、その後2年間、公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

7 次順位買受申込者の決定

公売財産の種類が不動産等の場合、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。

8 再度入札

開札の結果、入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。

9 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者に対しては、入札終了の告知後に、公売保証金を返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

公売保証金の返還を受けられる方は、「公売保証金返還請求書兼領収書」に金額・住所・氏名を記入捺印し、収入印紙(一通につき 200 円)を貼付の上、提出してください。

ただし、次の場合は収入印紙を貼付する必要はありません。

ア 公売保証金の記載金額が5万円未満のもの。

イ 営業に関しないもの。

公売保証金の返還を受ける方が営利法人又は個人事業者である場合は、公売財産ごとに 200 円の収入印紙が必要です。

10 売却決定

売却決定は公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。なお、公売財産が不動産等で次順位買受申込者となられる方がいる場合で、次順位買受申込者に対して行う場合は、国税徴収法第 113 条第2項に掲げる日に行います。また、売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

11 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額(公売保証金を納付している場合は、買受代金から公売保証金額を差し引いた残額)を、現金又は銀行振出の小切手(金沢手形交換所内の銀行が振出したもので、かつ振出日から起算して5日を経過していないもの)で、金沢市納税課で納付してください。また、公売財産が不動産等で次順位買受申込者が売却決定を受けた場合は、売却決定の日から起算して7日を経過した日が納付期限となります。

12 権利移転手続き

不動産の場合、買受人の請求により金沢市が権利移転手続きを行いますので登記の嘱託を請求する必要書類を速やかに提出してください。なお、公売財産が農地等である場合には、農業委員会等が発行する権利移転の許可書又は届出受理書が必要です。

13 権利移転に伴う費用負担

権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。

14 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定等を取り消します。

(1)最高価申込者決定の取消し

ア 売却決定前、公売財産にかかる徴収金(市税等)について完納の事実が証明されたとき。

イ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。

(2)売却決定の取消し

ア 売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる徴収金(市税等)について完納の事実が証明されたとき。

イ 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき。

ウ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。

15 公売保証金の金沢市への帰属

買受人が、公売代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その買受人が納付した公売保証金は、その公売にかかる市税等に充て、なお残余があるときはこれを滞納者に交付します。また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は金沢市に帰属します。

16 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に、滞納処分の続行の停止があった場合には、最高価申込者及び次順位申込者並びに買受人は、その停止されている間は、入札又は買受けを取り消すことができます。

17 その他

(1)危険負担の移転時期

公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき。したがって、その後に発生した財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。

(2)権利移転の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、農地等の農業委員会等の許可、法令の規定により認可又は登録を要するものについては、関係機関の許可又は登録等、要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

(3)瑕疵担保責任について

金沢市は瑕疵担保責任を負いません。

(4)財産の引渡しの方法

公売財産が不動産である場合に金沢市は引渡しの義務を負いません。